

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

令和2年5月1日時点

佐 渡 市

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「3つの密」を避ける対策をとります。

- ※「3つの密」とは
- i 換気の悪い密閉空間
  - ii 多数が集まる密集場所
  - iii 間近で会話や発声をする密接場所
- をいいます。

## 1 市の主催するイベントの中止について

(担当課：防災管財課 電話 0259-63-3125)

- ・佐渡市が主催・共催するイベントは、5月31日(日)までの間、中止又は延期する。

## 2 窓口カウンターの消毒等について (担当課：総務課 電話 0259-63-3111)

- ・市役所本庁及び各支所・行政サービスセンターの窓口カウンターに感染防止用の消毒液を設置することに加え、飛沫感染を防止するための仕切り板を設置した。

## 3 市職員の職務対応について (担当課：総務課 電話 0259-63-3111)

- (1) 市役所本庁及び支所・行政サービスセンター等での窓口担当は、マスクを着用して対応する。
- (2) 風邪の症状があるときは、出勤を控え、自宅での経過観察とする。また、経過観察に当たっては、体調管理シートを用いて2週間の観察を行う。
- (3) 島外への出張は、原則禁止とする。
- (4) 採用又は異動により市外から転入した職員、出張等により市外へ外出した職員に対し、体調管理シートを用いて2週間の健康観察を行う。

## 4 小・中学校について (担当課：教育委員会学校教育課 電話 0259-58-7351)

- (1) 学校の臨時休業について  
5月10日(日)までの期間を臨時休業とする。
- (2) 感染症リスクを可能な限り低減するため、自宅待機を前提に要請する。  
ただし、保護者の勤務の都合等やむを得ない場合は、5月10日(日)まで、小学1年生から3年生の希望者を対象に、午前8時15分から午後3時まで小学校内で「臨時学校預かり」を行う。(4年生以上は自宅待機)  
※ただし、平日に限る。

- (3) 中学校の部活動について  
5月10日(日)まで活動を中止する。

5 放課後児童クラブ(学童保育)について

(担当課:子ども若者課 電話0259-63-3126)

- ・5月10日(日)まで、登録のある小学1年生から3年生を対象に小学校での「臨時学校預かり」終了後、午後3時から午後7時まで通常の「学童保育」を行う。  
(4年生以上は自宅待機)  
なお、土曜日も対象は登録のある1年生から3年生のみとする。  
※児童館については、登録制ではないが、学童保育に準じて実施する。

6 公立保育園及び幼稚園について(担当課:子ども若者課 電話0259-63-3126)

- ・通常どおり開所するが、5月10日(日)まで、感染症リスクを可能な限り低減するため、保護者に登園自粛をお願いする。

7 病後児保育について(担当課:子ども若者課 電話0259-63-3126)

通常どおり実施する。

8 地域子育て支援センターについて(担当課:子ども若者課 電話0259-63-3126)

- ・5月31日(日)まで休館とする。

9 公の施設の休館について(担当課:防災管財課 電話0259-63-3125)

- ・全ての公の施設を5月31日(日)まで臨時休館とする。  
ただし、宿泊施設と温泉入浴施設は除く。

10 新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口について

(担当課:防災管財課 電話0259-63-3125)

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口を開設している。

受付時間 8時30分～17時まで(※平日のみ)

電話 0259-63-3866

(2) 特別定額給付金に関する電話相談窓口を臨時的に開設する。

受付日時 5月2日(土)、3日(祝・日)、4日(祝・月)、5日(祝・火)  
6日(休・水)、9日(土)、10日(日)

8時30分～17時まで

電話 0259-63-3866

(3) 新型コロナウイルスの感染症拡大により経営の影響を受けた中小企業者を対象に制度融資にかかる認定書発行事務の窓口業務を臨時的に開設する。

日 時 令和2年5月4日(祝・月)、5日(祝・火)、6日(休・水)

8時30分～17時まで

受付場所 佐渡市役所地域振興課(市役所第2庁舎)

その他 窓口業務の他、佐渡連合商工会から職員を派遣して相談を受ける。

## 11 佐渡汽船の対応について(担当課:交通政策課 電話 0259-63-3184)

### (1) サーモグラフィーによる検温及び健康チェックの実施

当面の間、新潟港と直江津港ターミナルにおいて、乗船前の検温と健康チェックを実施している。37.5℃以上の体温があり、新型コロナウイルス感染症の所見がある方は、海上運送法にもとづく運送約款により乗船をお断りする場合がある。

### (2) 乗船名簿の記入

当面の間、新潟港と直江津港ターミナルにおいて新型コロナウイルス感染症が発生した場合など、関係機関への情報提供のため乗船名簿の記入を任意でお願いしている。

### (3) 船内及び各港ターミナルのアルコール消毒と空調管理

船内及び各港ターミナル内の改札口、自動券売機、テーブル、手すりなどお客様の手が触れる部分についてアルコールを用いて消毒を実施している。また、船内では航行中も空調設備の調整等による外気の取り入れ、停泊中の換気を実施し、各港ターミナルでも定期的に換気を実施している。